

- 二、會議ハ中央會議及地方會議ノ二種トシ地方會議ハ必要ニ應
ジ之ヲ設置スルコト
- 三、事業主並ニ勞働者委員ハ同數トスルコト
- 四、政府及専門家委員ノ數ハ兩者ヲ合シテ前項ノ各委員數以內
トスルコト
- 五、各種委員ノ合シタル總數ハ二百名ヲ越エザルコト
- 六、各種委員ノ任期ハ各々二ケ年トスルコト

三、會議ノ方法

會議ハ總會及特別委員會ノ二種トスルコト

一、總會

- (イ) 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トシ通常總會ハ年一
回開催シ臨時總會ハ必要ニ應ジ政府之ヲ召集スルコト
- (ロ) 總會ノ議長ハ内閣總理大臣又ハ其ノ指定スル國務大臣
之ニ當ルコト

- (ハ) 通常總會ノ會期ハ十日トシ必要ニ應ジ延長スルコト
 - (ニ) 會議ハ分科會(地方別、産業別、又ハ議題別)ヲ設ケルコト
- #### 二、特別委員會

- (イ) 特別委員會ハ常設トスルコト
- (ロ) 特別委員會ハ隨時開催シ緊急事項ヲ審議スルコト
- (ハ) 特別委員會ノ議長ハ社會局長官之ニ當ルコト
- (ニ) 特別委員ハ各種委員ノ互選ニ依ルコト

三、地方會議

地方會議ノ組織及方法ハ中央會議ニ準ズルコト

四、政府及専門家委員選定方法

- 一、政府委員ハ關係各省ヨリ之ヲ任命スルコト
- 二、専門家委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ政府之ヲ任命スルコ
ト